

「働き方改革」一括法案の廃案を要求し、 労働者の命と健康、権利を守る働くルールの確立を求める決議

1 データねつ造と過労自殺隠ぺいの下、「働き方改革」一括法案の審議入り強行

安倍内閣は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」（以下『働き方改革』一括法案）もしくは「一括法案」という）に関して、「裁量労働制の方が一般労働者より労働時間が短い」との労働時間データのねつ造をし、2018年3月1日、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大の撤回に追い込まれたが、今日に至るまでデータねつ造の責任の所在を明らかにしていない。また、この間、安倍内閣が、2017年12月26日まで3か月間も野村不動産の社員の過労自殺の労災認定を引き延ばし、同日、監督指導の実績をアピールするため、過労自殺を隠ぺいしたまま野村不動産への特別指導を公表した疑いが強まっている。

野党6党がデータねつ造の責任の所在や過労自殺隠ぺいの真相を明らかにすることを求めて一括法案の国会審議を拒否する中、安倍内閣と自民・公明与党は、2018年4月27日、衆議院本会議で、次いで、5月2日、衆議院厚生労働委員会で、一括法案の審議入りを強行し、5月中に衆議院を通過させ、6月20日の会期末までに成立を図ろうとしている。

しかし、一括法案の労働者の命と健康、雇用と労働条件をおびやかす内容が明らかになるにしたがい、最近の世論調査でも、「今の国会で成立させる必要はない」が68.4%になっている（共同通信社が5月12日、13日の両日に実施した世論調査）。いま、安倍内閣がなすべきことは、一括法案の審議の強行ではなく、データねつ造の責任の所在や過労自殺隠ぺいの真相を明らかにし、「働き方改革」一括法案を撤回し、残業時間の上限規制や労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の改正内容等を抜本的に見直すことである。

2 残業代ゼロ、過労死促進の高度プロフェッショナル制度

高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務・成果型労働制）は、金融商品の開発業務、アナリスト業務、研究開発業務等の特定高度専門業務に従事する年収1075万円以上の労働者に対して、労働基準法第4章の労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金等に関する規定は一切適用しないとする制度であるが、この間の審議等で、次のとおり、無制限の労働を課し、将来、対象業務や年収要件を拡大できる制度であることが明らかになっている。

（1）健康確保措置は、「1年間を通じ104日以上、かつ、4週間を通じ4日以上の日を使用者が与えること」となっているが、これでは、4週の最初に4日休ませ、次の4週の休みを最後に持ってくれば、48日間連続で毎日24時間、合計1152時間連続で働かせることができる。

さらに、一括法案では、使用者は、上記104日の休日の他に5日の年次有給休暇さえ与えれば、残りの256日は24時間働かせることができ、年間6144時間働かせることができる。

（2）健康確保措置として、使用者は、①勤務間インターバルと深夜業の制限、②健康管理時間（事業場内にいた時間と事業場外において労働した時間との合計時間）の制限、③2週間連続の休日の付与、④健康診断の実施のいずれかの措置を行うこととなっている。しかし、これらの健康確保措置は行わなくても罰則はないし、健康診断の実施を選べば使用者への負担はほとんどない。

（3）高度プロフェッショナル制度の対象業務や年収要件は、将来の改定によっていくら

でも拡大することができる。

以上のとおり、高度プロフェッショナル制度は、残業代ゼロの下、無制限の労働を課し、過労死を激増させる制度であり、絶対に容認できない。

3 過労死ラインの残業の「合法化」法案

一括法案の上限規制は、時間外労働と休日労働をあわせて、「単月で100時間未満」、「2～6か月で、1か月当たり平均80時間」、「12か月連続80時間・1年960時間」の残業をさせることを認めるものとなっている。これは、厚生労働省の過労死認定基準が定める「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間に1か月当たりおおむね80時間」との過労死ラインの残業を「合法化」し、過労死を激増させる上限規制であり、とうてい容認できない。

4 正社員と非正規労働者の間の格差の固定・拡大化法案

労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の「改正」案には同一労働同一賃金を定める条項はなく、これらの法案は、「職務の内容及び配置の変更の範囲」（いわゆる「人材活用の仕組み」）の違いによる格差を容認するものとなっており、同じ仕事に従事していても、正社員と派遣・パート・有期労働者の間の格差を固定化、拡大することを認めている。また、これらの法案は、「職務の成果、意欲、能力又は経験」等を賃金決定の要素にし、使用者の恣意的な判断の下、正社員と派遣・パート・有期労働者の間の格差が拡大することを認めている。格差を固定・拡大化する労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の「改正」案を認めることはできない。

5 非正規雇用と請負委託型の働き方の普及拡大法案

一括法案は、雇用対策法の題名を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同法の目的に「労働生産性の向上等の促進」と「多様な就業形態の普及」を導入しようとしている。これでは、労働施策総合推進法の下で、リストラ解雇や正社員の非正規労働者や請負委託への置き換えが促進されることになる。無権利労働である「非正規雇用と請負委託型の働き方」を普及拡大する雇用対策法の労働施策総合推進法への「改正」は、とうてい容認できない。

6 一括法案を廃案にし、働くルールの確立を！！

以上のとおり、「働き方改革」一括法案は、残業代ゼロと過労死を激増させ、格差の固定・拡大化をもたらし、非正規雇用と請負委託型の働き方を普及拡大する法案であり、とうてい容認できない。

今、求められていることは、「時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間等とすること」、「始業後24時間を経過するまでに11時間以上の連続した休息時間を付与する勤務間インターバル制度の創設」、「労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法の改正にあたっては、不合理性の判断要素から『当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情』を削除し、これらの法律や労働基準法等に同一労働同一賃金と均等待遇の原則を明記すること」等、労働者の命と健康、権利を守る働くルールを確立することである。

自由法曹団は、「働き方改革」一括法案の廃案を要求し、働くルールの確立のため、全力をあげて奮闘する決意である。

2018年5月21日

自由法曹団

2018年鳥取・米子5月研究討論集会